

議案第 25 号

飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例について

飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

任意予防接種の助成対象にロタウイルスワクチンを追加することに伴う改正

飛驒市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する条例

飛驒市子ども予防接種費助成条例（平成22年飛驒市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) ロタウイルス

第3条第1項第1号中「生後2か月から」を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

飛騨市子ども予防接種費助成条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

| 現 行 | 改正案 |
|---|--|
| <p>第1条 略 (助成対象任意予防接種)</p> <p>第2条 助成の対象となる任意予防接種の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) おたふくかぜ</p> <p>_____</p> <p>(2) 季節性インフルエンザ</p> <p>(3) その他市長が特に認めたもの (助成対象被接種者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) <u>生後2か月から</u>満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>(2) 妊婦</p> <p>2 省略</p> <p>以下 略</p> | <p>第1条 略 (助成対象任意予防接種)</p> <p>第2条 助成の対象となる任意予防接種の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) おたふくかぜ</p> <p>(2) <u>ロタウイルス</u></p> <p>(3) 季節性インフルエンザ</p> <p>(4) その他市長が特に認めたもの (助成対象被接種者)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1) _____満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>(2) 妊婦</p> <p>2 省略</p> <p>以下 略</p> |

飛騨市子ども予防接種費助成条例の一部を改正する 条例（案）要旨

1 改正の趣旨

任意予防接種費の助成について、ロタウイルスワクチンを追加するもの。

2 改正の内容

ロタウイルスは、感染すると嘔吐下痢などを伴う急性胃腸炎を引き起こすウイルスの一つであり、特に0歳から5歳の乳幼児が感染しやすく、重症化すると、けいれんなどの脳症を合併することがある。

ロタウイルス感染症を予防するには、「ロタウイルスワクチン」の任意予防接種を受けるという方法があるため、その費用の一部を助成するもの。

3 施行日 平成30年4月1日